

平成 17 年国勢調査

第 3 次基本集計結果について

平成 17 年 10 月 1 日現在で実施されました平成 17 年国勢調査について、第 3 次基本集計結果が総務省統計局から公表されましたので、名古屋市分の概要を紹介します。

I 職業（1）

職業大分類別就業者数は「生産工程・労務作業者」が最も多い

平成 17 年 10 月 1 日現在、本市の 15 歳以上就業者数は 1,090,380 人であり、職業大分類別にみると、「生産工程・労務作業者」が 290,148 人（15 歳以上就業者の 26.6%）で最も多く、次いで「事務従事者」が 229,435 人（同 21.0%）、「販売従事者」が 197,419 人（同 18.1%）などとなっている。

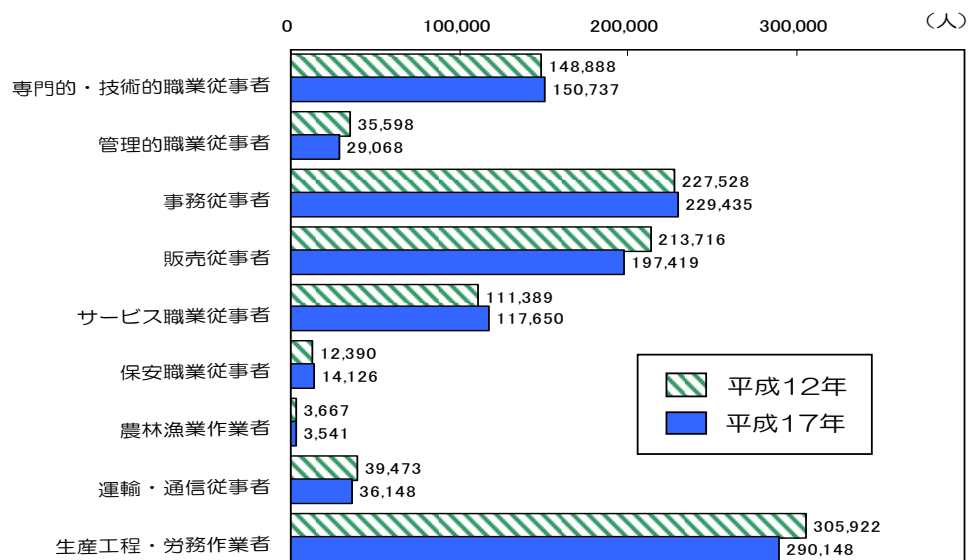
前回調査の平成 12 年と比較すると、総数では 1.8%減となり、職業大分類別では「保安職業従事者」が 14.0%増と前回（7 年から 12 年）同様 10%以上の増加となっている一方、「管理的職業従事者」は 18.3%減と前回に引き続き 2 桁台の減少となっている。〔付表 1、図 1〕

付表 1 職業（大分類）別就業者数の推移

職業（大分類）	就業者数			職業別割合（%）			増減数		増減率（%）	
	平成7年	平成12年	平成17年	平成7年	平成12年	平成17年	7～12年	12～17年	7～12年	12～17年
総 数	1,136,268	1,109,920	1,090,380	100.0	100.0	100.0	-26,348	-19,540	-2.3	-1.8
A 専門的・技術的職業従事者	141,735	148,888	150,737	12.5	13.4	13.8	7,153	1,849	5.0	1.2
B 管理的職業従事者	56,026	35,598	29,068	4.9	3.2	2.7	-20,428	-6,530	-36.5	-18.3
C 事務従事者	232,969	227,528	229,435	20.5	20.5	21.0	-5,441	1,907	-2.3	0.8
D 販売従事者	214,741	213,716	197,419	18.9	19.3	18.1	-1,025	-16,297	-0.5	-7.6
E サービス職業従事者	103,810	111,389	117,650	9.1	10.0	10.8	7,579	6,261	7.3	5.6
F 保安職業従事者	11,252	12,390	14,126	1.0	1.1	1.3	1,138	1,736	10.1	14.0
G 農林漁業作業者	4,832	3,667	3,541	0.4	0.3	0.3	-1,165	-126	-24.1	-3.4
H 運輸・通信従事者	42,224	39,473	36,148	3.7	3.6	3.3	-2,751	-3,325	-6.5	-8.4
I 生産工程・労務作業者	324,685	305,922	290,148	28.6	27.6	26.6	-18,763	-15,774	-5.8	-5.2
（再掲）										
I 農林漁業関係職業	4,832	3,667	3,541	0.4	0.3	0.3	-1,165	-126	-24.1	-3.4
II 生産・運輸関係職業	366,909	345,395	326,296	32.3	31.1	29.9	-21,514	-19,099	-5.9	-5.5
III 販売・サービス関係職業	329,803	337,495	329,195	29.0	30.4	30.2	7,692	-8,300	2.3	-2.5
IV 事務・技術・管理関係職業	430,730	412,014	409,240	37.9	37.1	37.5	-18,716	-2,774	-4.3	-0.7

注）総数は「分類不能の職業」を含む。

図 1 職業（大分類）別就業者数の推移

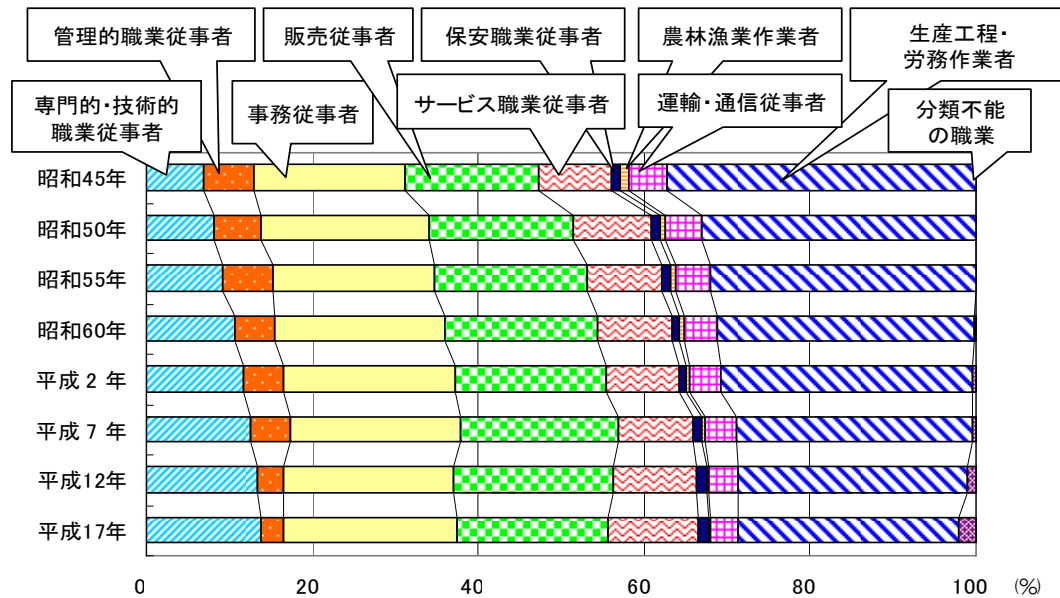


I 職業（2）

「専門的・技術的職業従事者」の割合が上昇、「生産工程・労務作業者」が低下の傾向

昭和45年以降の職業大分類別就業者の割合の推移をみると、「専門的・技術的職業従事者」で上昇が続く一方、「生産工程・労務作業者」、「運輸・通信従事者」は低下が続いている。〔図2〕

図2 職業（大分類）別就業者の割合の推移



I 職業（3）

本市の「管理的職業従事者」「事務従事者」「販売従事者」「サービス職業従事者」の割合は、全国、愛知県より高い

職業大分類別就業者の割合を全国、愛知県、名古屋市で比較すると、いずれも最も割合が高いのは「生産工程・労務作業者」であるが、愛知県では総数に占める割合が34.7%であり、全国の28.3%より6.4ポイント、本市の26.6%より8.1ポイント上回っている。

また、本市の「管理的職業従事者」、「事務従事者」、「販売従事者」、「サービス職業従事者」の割合は全国、愛知県を上回っているが、「農林漁業作業者」は全国、愛知県を大きく下回っている。

〔付表2〕

付表2 全国、愛知県、名古屋市の職業（大分類）別就業者数

職業（大分類）	就業者数			職業別割合（％）		
	全国	愛知県	名古屋市	全国	愛知県	名古屋市
総数	61,505,973	3,707,828	1,090,380	100.0	100.0	100.0
A専門的・技術的職業従事者	8,462,314	460,892	150,737	13.8	12.4	13.8
B管理的職業従事者	1,471,819	75,658	29,068	2.4	2.0	2.7
C事務従事者	11,894,019	694,038	229,435	19.3	18.7	21.0
D販売従事者	8,935,609	523,188	197,419	14.5	14.1	18.1
Eサービス職業従事者	6,145,808	338,894	117,650	10.0	9.1	10.8
F保安職業従事者	1,050,882	47,790	14,126	1.7	1.3	1.3
G農林漁業作業者	2,939,723	102,041	3,541	4.8	2.8	0.3
H運輸・通信従事者	2,077,204	119,741	36,148	3.4	3.2	3.3
I生産工程・労務作業者	17,420,320	1,287,146	290,148	28.3	34.7	26.6
（再掲）						
I農林漁業関係職業	2,939,723	102,041	3,541	4.8	2.8	0.3
II生産・運輸関係職業	19,497,524	1,406,887	326,296	31.7	37.9	29.9
III販売・サービス関係職業	16,132,299	909,872	329,195	26.2	24.5	30.2
IV事務・技術・管理関係職業	21,828,152	1,230,588	409,240	35.5	33.2	37.5

注）総数は「分類不能の職業」を含む。

I 職業（４）

男性は「生産工程・労務作業者」、女性は「事務従事者」が最も多い

職業大分類別就業者数を男女別にみると、男性は「生産工程・労務作業者」が210,445人（男性就業者の32.8%）で最も多く、次いで「販売従事者」が134,749人（同21.0%）となっており、上位2位までで男性就業者の半数以上を占めている。

これに対し、女性は「事務従事者」が148,272人（女性就業者の33.0%）で最も多く、次いで「生産工程・労務作業者」が79,703人（同17.8%）となっている。

職業大分類別就業者の男女別割合をみると、男性の占める割合が高い職業は「運輸・通信業」（95.1%）、「保安職業従事者」（93.2%）、「管理的職業従事者」（87.0%）などとなっている。一方、女性の占める割合が高い職業は「事務従事者」（64.6%）及び「サービス職業従事者」（63.3%）となっている。〔付表3〕

平成12年と比較すると、男性は総数が3.8%減となっており、職業大分類別では「管理的職業従事者」（対前回増減率19.0%減）や「販売従事者」（同9.3%減）などで減少している。一方、女性は総数では1.4%増となっており、「管理的職業従事者」（同13.7%減）や「運輸・通信従事者」（同11.3%減）等では減少しているものの、「保安職業従事者」（同18.1%増）、「専門的・技術的職業従事者」（同8.9%増）及び「サービス職業従事者」（同8.8%増）では増加している。〔付表4〕

付表3 職業（大分類）、男女別就業者数

平成17年10月1日

職業（大分類）	就業者数			職業別割合（％）			男女別割合（％）		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	1,090,380	641,477	448,903	100.0	100.0	100.0	100.0	58.8	41.2
A専門的・技術的職業従事者	150,737	83,373	67,364	13.8	13.0	15.0	100.0	55.3	44.7
B管理的職業従事者	29,068	25,302	3,766	2.7	3.9	0.8	100.0	87.0	13.0
C事務従事者	229,435	81,163	148,272	21.0	12.7	33.0	100.0	35.4	64.6
D販売従事者	197,419	134,749	62,670	18.1	21.0	14.0	100.0	68.3	31.7
Eサービス職業従事者	117,650	43,233	74,417	10.8	6.7	16.6	100.0	36.7	63.3
F保安職業従事者	14,126	13,161	965	1.3	2.1	0.2	100.0	93.2	6.8
G農林漁業作業者	3,541	2,330	1,211	0.3	0.4	0.3	100.0	65.8	34.2
H運輸・通信従事者	36,148	34,383	1,765	3.3	5.4	0.4	100.0	95.1	4.9
I生産工程・労務作業者	290,148	210,445	79,703	26.6	32.8	17.8	100.0	72.5	27.5
（再掲）									
I 農林漁業関係職業	3,541	2,330	1,211	0.3	0.4	0.3	100.0	65.8	34.2
II生産・運輸関係職業	326,296	244,828	81,468	29.9	38.2	18.1	100.0	75.0	25.0
III販売・サービス関係職業	329,195	191,143	138,052	30.2	29.8	30.8	100.0	58.1	41.9
IV事務・技術・管理関係職業	409,240	189,838	219,402	37.5	29.6	48.9	100.0	46.4	53.6

注）総数は「分類不能の職業」を含む。

付表4 職業（大分類）、男女別就業者数の推移

各年10月1日

職業（大分類）	男性就業者数				女性就業者数			
	平成12年	平成17年	増減数	増減率（％）	平成12年	平成17年	増減数	増減率（％）
			12年～17年	12年～17年			12年～17年	12年～17年
総 数	667,134	641,477	-25,657	-3.8	442,786	448,903	6,117	1.4
A専門的・技術的職業従事者	87,028	83,373	-3,655	-4.2	61,860	67,364	5,504	8.9
B管理的職業従事者	31,233	25,302	-5,931	-19.0	4,365	3,766	-599	-13.7
C事務従事者	78,259	81,163	2,904	3.7	149,269	148,272	-997	-0.7
D販売従事者	148,487	134,749	-13,738	-9.3	65,229	62,670	-2,559	-3.9
Eサービス職業従事者	42,995	43,233	238	0.6	68,394	74,417	6,023	8.8
F保安職業従事者	11,573	13,161	1,588	13.7	817	965	148	18.1
G農林漁業作業者	2,335	2,330	-5	-0.2	1,332	1,211	-121	-9.1
H運輸・通信従事者	37,483	34,383	-3,100	-8.3	1,990	1,765	-225	-11.3
I生産工程・労務作業者	221,214	210,445	-10,769	-4.9	84,708	79,703	-5,005	-5.9
（再掲）								
I 農林漁業関係職業	2,335	2,330	-5	-0.2	1,332	1,211	-121	-9.1
II生産・運輸関係職業	258,697	244,828	-13,869	-5.4	86,698	81,468	-5,230	-6.0
III販売・サービス関係職業	203,055	191,143	-11,912	-5.9	134,440	138,052	3,612	2.7
IV事務・技術・管理関係職業	196,520	189,838	-6,682	-3.4	215,494	219,402	3,908	1.8

注）総数は「分類不能の職業」を含む。

I 職業（５）

「生産工程・労務作業者」は、市の南西部で全市平均より高い割合となっている

各区の男女別、職業大分類別就業者の割合を、全市の割合を基準値として比較すると、「専門的・技術的職業従事者」及び「管理的職業従事者」については、千種区、東区、昭和区及び瑞穂区で男女ともに全市の割合より比較的高くなっている。

「事務従事者」及び「販売従事者」については、その割合がそれほど突出した区はみられず、全区ほぼ同じ割合を示している。

「サービス業従事者」については、中区が男女とも高い割合となっており、特に男性では全市の割合の約２倍となっている。

「保安職業従事者」は北区及び守山区等で、男女とも割合が高くなっている。

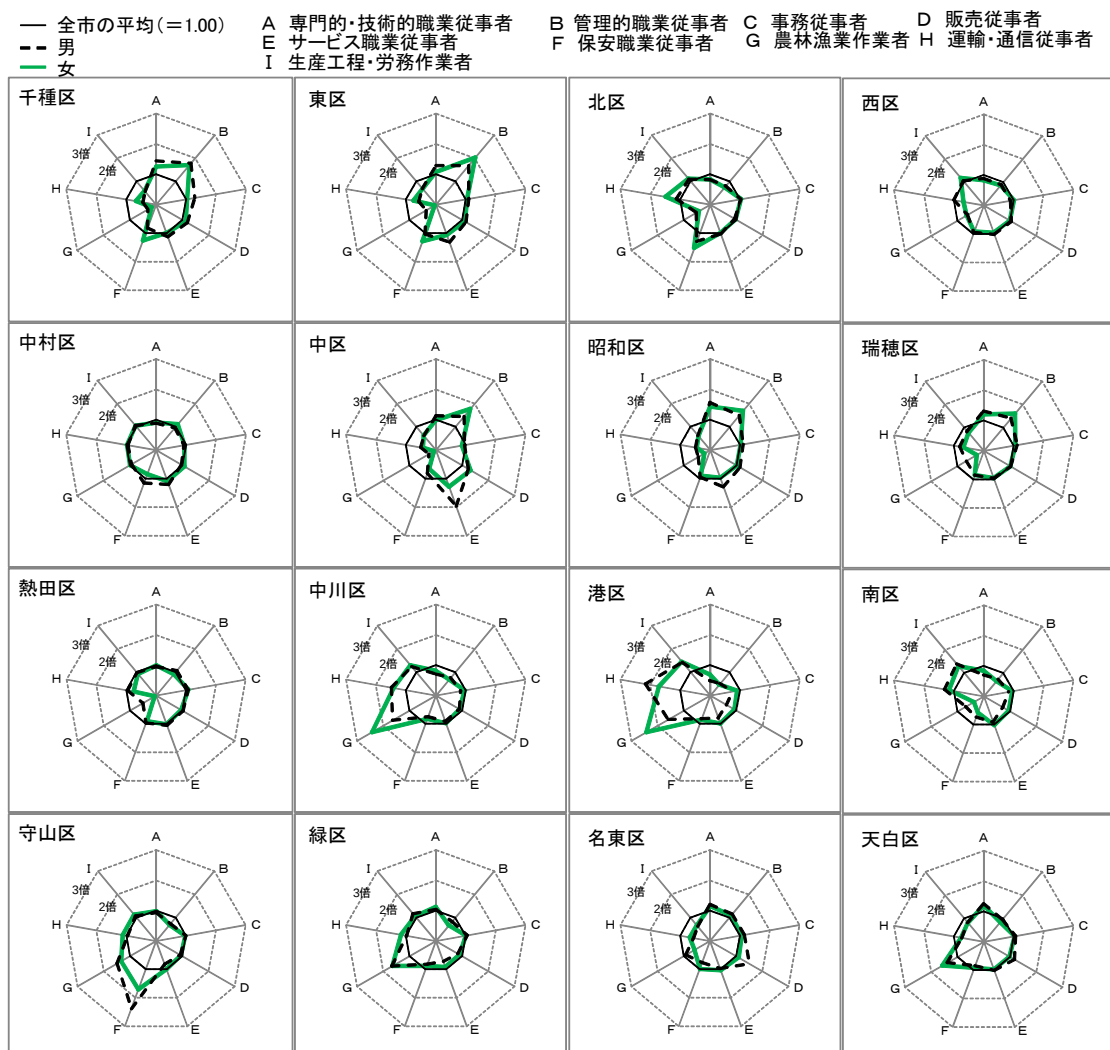
「農林漁業作業者」については、中川区、港区の女性で、全市の割合の２倍以上となっている他、緑区及び天白区の男女の割合が比較的高くなっている。

「運輸・通信従事者」については、港区の男性が全市の割合の２倍以上となっている他、中川区、南区の男女及び北区の女性等で割合が高くなっている。

「生産工程・労務作業者」については、千種区、東区及び中区等の都心区で割合が低い一方、中川区、港区及び南区等、市の南西部では高くなっている。

〔図 3〕

図 3 区別の職業（大分類）別就業者の構成割合の全市割合との比較



Ⅱ 就業時間

平均週間就業時間は「運輸・通信従事者」が最も長い

15歳以上就業者の平均週間就業時間は41.0時間で、職業大分類別にみると、「運輸・通信従事者」が48.7時間と最も長く、次いで「販売従事者」が44.7時間、「管理的職業従事者」が43.8時間、「保安職業従事者」が43.7時間などとなっている。

平成12年と比較すると、すべての職業大分類別で減少している。

〔付表6〕

付表6 職業（大分類）、男女別平均週間就業時間

各年10月1日

職業(大分類)	平均週間就業時間 (時間)						増減数 (時間)		
	総 数		男		女		総 数	男	女
	平成12年	平成17年	平成12年	平成17年	平成12年	平成17年			
総 数	42.6	41.0	47.6	46.3	35.0	33.5	-1.6	-1.3	-1.5
A専門的・技術的職業従事者	43.2	41.7	47.7	46.3	36.9	36.0	-1.5	-1.4	-0.9
B管理的職業従事者	45.1	43.8	46.5	45.3	35.0	33.6	-1.3	-1.2	-1.4
C事務従事者	38.4	37.4	45.1	44.1	34.9	33.7	-1.0	-1.0	-1.2
D販売従事者	46.6	44.7	50.4	48.9	38.1	35.8	-1.9	-1.5	-2.3
Eサービス職業従事者	39.9	37.1	47.7	45.4	34.9	32.3	-2.8	-2.3	-2.6
F保安職業従事者	44.2	43.7	44.8	44.3	36.2	34.3	-0.5	-0.5	-1.9
G農林漁業作業者	33.8	32.5	37.1	35.4	28.2	27.1	-1.3	-1.7	-1.1
H運輸・通信従事者	49.8	48.7	50.3	49.2	38.9	38.5	-1.1	-1.1	-0.4
I生産工程・労務作業者	42.5	41.5	46.7	45.7	31.7	30.4	-1.0	-1.0	-1.3

注)総数は「分類不能の職業」を含む。

Ⅲ 夫婦の労働力状態、職業

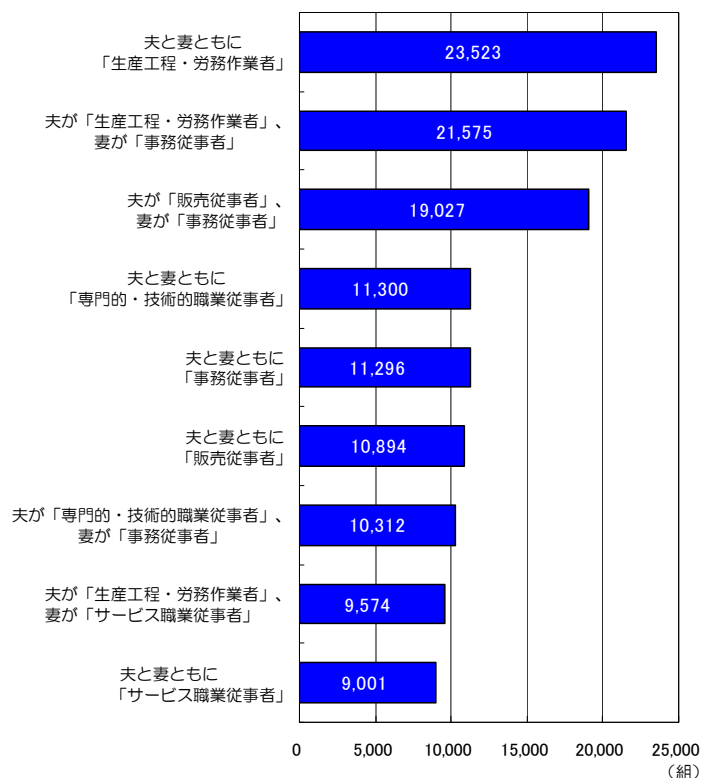
夫と妻ともに「生産工程・労務作業者」である夫婦が最も多い

夫婦の労働力状態をみると、夫と妻ともに就業者である夫婦が217,036組（夫婦数511,843組の42.4%）と最も多く、次いで夫が就業者で妻が就業者以外である夫婦が178,316組（同34.8%）などとなっている。

また、夫と妻ともに就業者である夫婦を職業大分類別にみると、夫と妻ともに「生産工程・労務作業者」である夫婦が23,523組（夫と妻ともに就業者である夫婦数の10.8%）と最も多く、次いで、夫が「生産工程・労務作業者」、妻が「事務従事者」である夫婦が21,575組（同9.9%）、夫が「販売従事者」、妻が「事務従事者」である夫婦が19,027組（同8.8%）などとなっている。

〔図4〕

図4 夫と妻ともに就業者である夫婦について
主な職業（大分類）別夫婦数



Ⅳ 高齢単身世帯

男性の高齢単身就業者数は、前回より 25.0%増

65 歳以上の高齢単身就業者は、13,000 人で、平成 12 年と比較すると、2,597 人（25.0%）増加している。職業大分類別にみると、「生産工程・労務作業者」が 4,014 人で最も多く、高齢単身就業者の 30.9%を占めている。次いで「販売従事者」が 2,247 人（同 17.3%）、「サービス職業従事者」が 2,156 人（同 16.6%）などとなっている。（付表 7）

付表 7 職業（大分類）別高齢単身就業者数の推移

職業（大分類）	高齢単身就業者数			職業別割合（%）			増減数		増減率（%）	
	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	7～12 年	12～17 年	7～12 年	12～17 年
総 数	9,033	10,403	13,000	100.0	100.0	100.0	1,370	2,597	15.2	25.0
A 専門的・技術的職業従事者	977	1,108	1,198	10.8	10.7	9.2	131	90	13.4	8.1
B 管理的職業従事者	665	822	674	7.4	7.9	5.2	157	-148	23.6	-18.0
C 事務従事者	1,047	1,135	1,558	11.6	10.9	12.0	88	423	8.4	37.3
D 販売従事者	1,673	1,945	2,247	18.5	18.7	17.3	272	302	16.3	15.5
E サービス職業従事者	1,402	1,717	2,156	15.5	16.5	16.6	315	439	22.5	25.6
F 保安職業従事者	167	158	233	1.8	1.5	1.8	-9	75	-5.4	47.5
G 農林漁業作業者	65	60	63	0.7	0.6	0.5	-5	3	-7.7	5.0
H 運輸・通信従事者	127	254	514	1.4	2.4	4.0	127	260	100.0	102.4
I 生産工程・労務作業者	2,882	3,101	4,014	31.9	29.8	30.9	219	913	7.6	29.4
（再掲）										
I 農林漁業関係職業	65	60	63	0.7	0.6	0.5	-5	3	-7.7	5.0
II 生産・運輸関係職業	3,009	3,355	4,528	33.3	32.3	34.8	346	1,173	11.5	35.0
III 販売・サービス関係職業	3,242	3,820	4,636	35.9	36.7	35.7	578	816	17.8	21.4
IV 事務・技術・管理関係職業	2,689	3,065	3,430	29.8	29.5	26.4	376	365	14.0	11.9

注）総数は「分類不能の職業」を含む。

V 母子世帯・父子世帯

母子世帯は一般世帯の 1.5%、前回より 16.1 %増

母子世帯は 14,383 世帯で、一般世帯（935,511 世帯）の 1.5%を占めており、平成 12 年と比較すると、16.1%増となっている。また、離別した母子世帯が 11,859 世帯で、母子世帯の 82.5%を占めている。

一方、父子世帯は 1,610 世帯で、一般世帯の 0.2%を占めており、平成 12 年と比較すると、0.9%減となっている。（付表 8）

付表 8 親の配偶関係（2 区分）別、母子世帯及び父子世帯数の推移

母子世帯・父子世帯、 配偶関係	世 帯 数		世帯別割合（%）		配偶関係別割合（%）		増減数	増減率（%）
	平成 12 年	平成 17 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 12 年	平成 17 年	12 年～17 年	12 年～17 年
一 般 世 帯	877,508	935,511	100.0	100.0	—	—	58,003	6.6
母 子 世 帯	12,392	14,383	1.4	1.5	100.0	100.0	1,991	16.1
死 別	1,407	1,222	0.2	0.1	11.4	8.5	-185	-13.1
離 別	10,159	11,859	1.2	1.3	82.0	82.5	1,700	16.7
父 子 世 帯	1,625	1,610	0.2	0.2	100.0	100.0	-15	-0.9
死 別	417	326	0.0	0.0	25.7	20.2	-91	-21.8
離 別	1,185	1,245	0.1	0.1	72.9	77.3	60	5.1

注）「母子世帯」「父子世帯」には「未婚」を含む。

Ⅵ 親子の同居

親との同居率は33.9%、うち未婚者では71.7%

人口総数（年齢不詳を除く）2,193,973 人のうち親と同居しているのは742,875 人で、その割合（同居率）は33.9%となっている。

配偶関係（4 区分）別にみると、未婚者の同居率は71.7%で約4 人に3 人は親と同居しているのに対し、有配偶者は10.0%、死別者は2.2%、離別者は15.0%となっている。

全国と比較すると、全国の実居率は37.9%となっており、本市の実居率の方が低くなっている。配偶関係（4 区分）別でも、いずれの区分でも本市の実居率の方が低い。特に未婚者の20 代から50 代では10 ポイント近くの差がみられる。〔付表9〕

付表9 親との同居・非同居（2区分）、配偶関係（4区分）、年齢別人口

平成17年10月1日

配偶関係、年齢	総数			割合（％）			全国の割合（％）		
	総数 2)	同居 3)	非同居 4)	総数 2)	同居 3)	非同居 4)	総数 2)	同居 3)	非同居 4)
総 数 1)	2,193,973	742,875	1,450,770	100.0	33.9	66.1	100.0	37.9	62.1
未婚	862,538	618,637	243,664	100.0	71.7	28.2	100.0	78.2	21.7
20歳未満	403,015	386,713	16,099	100.0	96.0	4.0	100.0	96.3	3.4
20～29歳	237,512	138,905	98,597	100.0	58.5	41.5	100.0	67.0	33.0
30～39歳	115,991	60,913	55,070	100.0	52.5	47.5	100.0	62.2	37.8
40～49歳	44,391	21,201	23,188	100.0	47.8	52.2	100.0	56.4	43.6
50～59歳	33,603	9,311	24,288	100.0	27.7	72.3	100.0	36.3	63.6
60～69歳	16,603	1,479	15,118	100.0	8.9	91.1	100.0	11.9	88.0
70歳以上	11,423	115	11,304	100.0	1.0	99.0	100.0	1.4	98.3
有配偶	1,065,194	106,101	959,044	100.0	10.0	90.0	100.0	15.1	84.9
死別	141,821	3,074	138,720	100.0	2.2	97.8	100.0	2.9	97.1
離別	90,368	13,598	76,756	100.0	15.0	84.9	100.0	21.7	78.2

注1) 年齢不詳を除く。ただし、配偶関係不詳を含む。

注2) 同居・非同居の判定ができない者を含む。

注3) 本人からみて、親又は配偶者の親がいると判定できる者に限る。

注4) 「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」、「非親族世帯」、「施設等の世帯」の世帯員も含む。

Ⅶ 外国人の職業

職業（大分類）別外国人就業者は「生産工程・労務作業者」が最も多い

15 歳以上外国人就業者は21,481 人で、平成12 年と比較すると、1,864 人（9.5%）増加している。職業大分類別にみると「生産工程・労務作業者」が8,075 人（対前回増減率7.7%）で最も多く、外国人就業者の37.6%を占めている。〔付表10〕

付表10 職業（大分類）別外国人就業者数の推移

各年10月1日

職業（大分類）	就業者数			職業別割合（％）			増減数		増減率（％）	
	平成7年	平成12年	平成17年	平成7年	平成12年	平成17年	7～12年	12～17年	7～12年	12～17年
総 数	17,775	19,617	21,481	100.0	100.0	100.0	1,842	1,864	10.4	9.5
A専門的・技術的職業従事者	2,106	2,453	2,917	11.8	12.5	13.6	347	464	16.5	18.9
B管理的職業従事者	964	762	647	5.4	3.9	3.0	-202	-115	-21.0	-15.1
C事務従事者	1,963	2,008	2,104	11.0	10.2	9.8	45	96	2.3	4.8
D販売従事者	2,265	2,406	2,519	12.7	12.3	11.7	141	113	6.2	4.7
Eサービス職業従事者	2,776	3,171	3,416	15.6	16.2	15.9	395	245	14.2	7.7
F保安職業従事者	28	43	47	0.2	0.2	0.2	15	4	53.6	9.3
G農林漁業作業者	13	9	10	0.1	0.0	0.0	-4	1	-30.8	11.1
H運輸・通信従事者	673	645	589	3.8	3.3	2.7	-28	-56	-4.2	-8.7
I生産工程・労務作業者	6,790	7,495	8,075	38.2	38.2	37.6	705	580	10.4	7.7

注) 総数は「分類不能の職業」を含む。

平成 17 年国勢調査の概要及び用語の解説

I 平成 17 年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 17 年国勢調査はその 18 回目に当たる。国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成 17 年国勢調査は簡易調査である。なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正 9 年、昭和 5 年、昭和 15 年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正 14 年、昭和 10 年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年、17 年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

調査の時期

平成 17 年国勢調査は、平成 17 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成 17 年国勢調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 4 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号） 国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

調査の地域

平成 17 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

(1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島 (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

平成 17 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している人について行った。ここで「常住している人」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時現在居た場所に「常住している人」とみなした。

ただし、次の人については、それぞれ次に述べる場所に「常住している人」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校在学している人で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している人は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している人はその入院先、それ以外の人は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り込んでいる人で陸上に生活の本拠を有する人はその住所、陸上に生活の本拠の無い人はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている人のうち、死刑の確定した人及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している人は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の人は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成 17 年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

（世帯員に関する事項）

(1) 氏名 (2) 男女の別 (3) 出生年月 (4) 世帯主との続き柄 (5) 配偶の関係 (6) 国籍 (7) 就業状態 (8) 就業時間 (9) 所属の事業所の名称及び事業の種類 (10) 仕事の種類 (11) 従業上の地位 (12) 従業地又は通学地

（世帯に関する事項）

(1) 世帯の種類 (2) 世帯員の数 (3) 住居の種類 (4) 住宅の床面積 (5) 住宅の建て方

調査の方法

平成 17 年国勢調査は、総務省統計局一都道府県一市町村一国勢調査指導員一国勢調査員の流れにより行った。調査の実施に先立ち、平成 17 年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として 1 調査区におおむね 50 世帯が含まれるように設定されている。なお、調査区は、平成 2 年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されている。

調査は、総務大臣により任命された約 83 万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。また、調査票は、調査の事項について世帯が記入した。なお、調査に用いられた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りができるもので、1 枚に 4 名分記入できる連記票である。

ただし、世帯員の不在等の理由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の 3 項目に限って、その近隣の人に質問することにより調査した。

Ⅱ 用語の解説

人口

国勢調査における人口は、平成 17 年 10 月 1 日午前零時現在において、調査の地域に常住している人を調査した「常住人口」である。「常住している人」については、「Ⅰ 平成 17 年国勢調査の概要」の「調査の対象」を参照されたい。

年齢・平均年齢・年齢中位数

年齢は、平成 17 年 9 月 30 日現在による満年齢である。なお、平成 17 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は 0 歳とした。

また、平均年齢は、以下の式により算出した。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{総人口} - \text{年齢不詳人口}} + 0.5$$

なお、0.5 歳の補正は、生まれた月による誤差を考慮したものである。

また、年齢中位数とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で全人口を二等分する境界点にある年齢をいう。

年齢 3 区分（年少人口・生産年齢人口・老年人口）

「年少人口」とは 0～14 歳人口を、「生産年齢人口」とは 15～64 歳人口を、「老年人口」とは 65 歳以上人口をいい、特に 75 歳以上人口を「後期老年人口」という。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死別	妻又は夫と死別して独身の人
離別	妻又は夫と離別して独身の人

国籍

二つ以上の国籍を持つ人の扱いについては、日本と日本以外の国の国籍を持つ人の国籍は「日本」、日本以外の二つ以上の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国とした。

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

「一般世帯」とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

「施設等の世帯」とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒一学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者一病院・療養所などに、既に 3 か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者一老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

- (4) 自衛隊営舎内居住者―自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者―刑務所及び拘留所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

世帯人員及び親族人員

「世帯人員」とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。「親族人員」とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もこれに含まれる。

非親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある人がいない世帯

単独世帯（1人世帯）

世帯人員が一人の世帯

核家族世帯

親族世帯のうち、親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって区分される、次の世帯

(1) 夫婦のみの世帯 (2) 夫婦と子供から成る世帯 (3) 男親と子供から成る世帯 (4) 女親と子供から成る世帯

高齢単身世帯

65 歳以上の人一人のみの（他の世帯員がいない）一般世帯

高齢夫婦世帯

夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の（他の世帯員がいない）一般世帯

母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る（他の世帯員がいない）一般世帯

父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る（他の世帯員がいない）一般世帯

親との同居

各世帯員からみて、世帯主との続き柄上、親とみなせる人が同一世帯内にいる場合

住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

住居

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区分ごとに一戸の住宅となる。なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住居以外

寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物をいう。なお、仮小屋・天幕小屋など臨時應急に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住居に居住する一般世帯について、住居の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯

「間借り」以外の以下の 4 区分に居住する世帯をいう。

持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合をいう。なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営・都市機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が都道府県営、市（区）町村営、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合をいう。なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。

民営の借家

その世帯の借りている住宅が「公営・都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合をいう。

給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合をいう。なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営・都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合をいう。

延べ面積

延べ面積とは、各居住室（居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室）の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務所など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。なお、坪単位で記入されたものについては 1 坪を 3.3 m² に換算した。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2 階建」、「3～5 階建」、「6～10 階建」、「11～14 階建」、「15 階建以上」の五つに区分し、また、世帯が住んでいる階により「1・2 階」、「3～5 階」、「6～10 階」、「11～14 階」、「15 階以上」の五つに区分している。

一戸建

1 建物が 1 住宅であるものをいう。なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含まれる。

長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているものをいう。なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたものをいう。

その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舍・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合をいう。

労働力状態

15 歳以上の人について、平成 17 年 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。

労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人。なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから 30 日未満の場合、又は 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから 30 日未満の場合
また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事

主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

休業者

勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合、又は、勤め人が 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事

自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学

主に通学していた場合

その他

上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

「労働力率」とは、「15 歳以上人口」に占める「労働力人口」の割合のことをいう。（労働力状態不詳を「15 歳以上人口」及び「労働力人口」の双方に含めない。）

就業時間

就業時間とは、就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいう。二つ以上の仕事に従事した人の就業時間は、それらの就業時間の合計とした。

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分した。

雇用者

会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

常雇 期間を定めずに又は 1 年を超える期間を定めて雇われている人

臨時雇 日々又は 1 年以内の期間を定めて雇用されている人

役員

会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

自営業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦など

家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

産業

就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていて事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。なお、仕事をしていて事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていて事業所の事業の種類によった。

平成 17 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）を基に、平成 17 年国勢調査の集計用に再編成したもので、19 項目の大分類、80 項目の中分類、228 項目の小分類から成っている。

第 1 次産業 A 農業 B 林業 C 漁業

第 2 次産業 D 鉱業 E 建設業 F 製造業

第 3 次産業 G 電気・ガス・熱供給・水道業 H 情報通信業 I 運輸業 J 卸売・小売業 K 金融・保険業
L 不動産業 M 飲食店・宿泊業 N 医療、福祉 O 教育、学習支援業 P 複合サービス事業
Q サービス業（他に分類されないもの） R 公務（他に分類されないもの）

S 分類不能の産業

職業

就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類した。

なお、従事した仕事二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によった。

平成 17 年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成 9 年 12 月改訂）を基に、平成 17 年国勢調査の集計用に再編成したもので、10 項目の大分類、61 項目の中分類、274 項目の小分類から成っている。

A 専門的・技術的職業従事者

高度の専門水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。

主な職業－科学研究者、情報処理技術者、医師、看護師、保育士、弁護士、教員、宗教家、音楽家など。

B 管理的職業従事者

専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営、管理に従事するものをいう。

主な職業－議会議員、管理的公務員、会社・団体等役員、会社・団体等管理職員など。

C 事務従事者

庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事、並びに生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものをいう。

主な職業－一般事務員、会計事務員、集金人、運輸事務員、速記者、タイピストなど。

D 販売従事者

有体的商品・不動産・有価証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険の代理・募集の仕事、商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事など、売買・売買類似の仕事に従事するものをいう。

主な職業－卸売・小売・飲食店主、販売店員、不動産仲介人、保険外交員、自動車セールスマンなど。

E サービス職業従事者

個人に対するサービス及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。

主な職業－家政婦（夫）、ホームヘルパー、美容師、クリーニング師、調理人、アパート管理人など。

F 保安職業従事者

国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序維持などの仕事に従事するものをいう。

主な職業－自衛官、警察官、看守、消防員、警備員など。

G 農林漁業作業者

農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家さん（禽）・その他の動物の飼育、材木の育成・伐採・搬出、水産動植物（両せい（棲）類を含む）の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。

主な職業－農業作業者、植木職、林業作業者、漁業作業者など。

H 運輸・通信従事者

機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、通信機の操作及びその他の関連する仕事に従事するものをいう。

主な職業－電車運転士、バス運転者、船長、航海士、航空機操縦士、無線通信員、郵便外務員、電話交換手など。

I 生産工程・労務作業者

機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の製造・制作工程の仕事、定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱、ダム・トンネルの掘削などの仕事及びこれらに関連する仕事、建設の仕事、並びに他に分類されない運搬・清掃などの労務的作業に従事するものをいう。

主な職業－金属材料・化学製品・窯業製品・土石製品等製造作業者、食料品製造作業者、製糸・紡織作業者、印刷・製本作業者、建設作業者、採掘作業者、清掃員など。

J 分類不能の職業

主に調査票の記入が不備であって、いずれの項目に分類すべきか不明の場合または記入不詳で分類し得ないものをいう。

また、職業（4 部門）の区分は、上記の大分類を次のように集約したものである。

I 農林漁業関係職業＝G

II 生産・運輸関係職業＝H＋I

III 販売・サービス関係職業＝D＋E＋F

IV 事務・技術・管理関係職業＝A＋B＋C

なお、平成 2 年国勢調査では、それまで 11 項目あった大分類のうち、「採掘作業者」と「技能工、生産工程作業者及び労務作業者」が「技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者」に統合され、大分類は 10 項目となった。さらに、平成 12 年国勢調査において、「技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者」が「生産工程・労務作業者」に名称変更された。

統計表中の記号

統計表中の記号は次のとおりである。

「O.O」…単位未満

「－」…該当数値のないもの

また、統計表中の内訳数値は表章単位未満を四捨五入しているため、その合計は総数と必ずしも一致しない。